サーバハウジングサービス契約約款

第6版



<目 次>

第1章	総 則	. 1
第1条	(約款の適用)	1
第2条	(約款の変更)	1
第3条	(用語の定義)	1
第4条	(契約者への通知)	1
第5条	(合意管轄裁判所)	1
第6条	(準拠法)	2
第7条	(協議)	2
第8条	(本サービスの種別と品目)	2
第2章	利用契約の締結等	. 2
第9条	(利用契約の単位)	2
第10条	(利用契約の申込)	2
第11条	(利用契約の承諾)	3
第12条	(サービス期間)	3
第13条	(利用責任者の選任)	3
第14条	(契約者の地位の承継)	3
第15条	(契約者の名称等の変更)	4
第16条	(利用契約の変更)	4
第17条	(契約者が行う利用契約の解約)	4
第18条	(当社が行う利用契約の解約)	4
第19条	(反社会的勢力との関係遮断)	
第20条	(表明違反の措置)	5
第21条	(権利の譲渡制限)	5
第22条	(機密保持)	5
第23条	(個人情報保護)	5
第3章	利用の制限、中止および停止(サービスの提供および利用)	. 6
第24条	(利用の制限)	6
第25条	(保守等による提供の中止)	6
第26条	(利用の停止)	6
第27条	(本サービスの廃止)	7
第4章	当社の義務等	. 7
第28条	(設備の提供)	7
第29条	(当社の維持責任)	7
第30条	(データセンターの障害等)	7
第31条	(作業要請の受付け)	7
第32条	(レンタル物件の担保責任)	8

第33条	(レンタル物件の交換)	8
第5章	契約者の義務等	8
第34条	(本サービス設備等の障害対応)	8
第35条	(障害連絡先の特定)	8
第36条	(契約者機器の設置等)	9
第37条	(契約者機器の接続)	9
第38条	(契約者機器の搬入)	9
第39条	(契約者機器の撤去)	9
第40条	(契約者機器の運用)	9
第41条	(ネットワークの接続)	9
第42条	(データセンターへの立入り)	. 10
第43条	(データセンターの環境維持)	. 10
第44条	(レンタル物件の使用管理)	. 10
第6章	料金等	.11
第45条	(料金体系)	11
第46条	(料金等の支払義務)	11
第47条	(料金等の支払方法)	11
第48条	(遅延損害金)	11
第7章	損害賠償等	.12
第49条	(損害賠償の制限)	. 12
第50条	(免責)	. 12
第8章	雑則	.12
第51条	(技術的条件)	. 12
別表 1	設備仕様等	. 14

第1章総則

第1条 (約款の適用)

ヤマトシステム開発株式会社(以下、「当社」という)は、この「サーバハウジングサービス契約約款」(以下、「本約款」という)によってサーバハウジングサービス(以下、「本サービス」という)を提供します。

- 2. 本約款は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との関係に適用されるものとします。
- 3. 本約款の他に当社が別途定める諸規定は、それぞれ本約款の一部を構成するものとします。
- 4. 前項の諸規定の内容が本約款と異なる場合は、当該諸規定の内容が優先されるものとします。

第2条 (約款の変更)

当社は、契約者の承認を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の本約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本約款に基づき、当社と契約者の間で締結される本サービスの提供に関する契約。
契約者	当社と利用契約を締結して、本サービスの提供を受ける者。
レンタル物件	付加サービスであるファイアウォールレンタルサービスの提供を受ける利用契約を締結
	したときに、当社が契約者にレンタルするファイアウォール設備機器。
契約者機器	本サービスの提供を受けるため、契約者が設置、運用する電子計算機器その他の機器お
	よびソフトウェア。
データセンター	本サービスを提供するための当社の施設。
ドメイン名	株式会社 日本レジストリサービス (以下 JPRS) 等のドメイン名管理団体によって割当
	てられるインターネット上の特定空間を示す名前。
IP アドレス	インターネットプロトコル(IPv4)として定められる 32 ビットのアドレス。
	財団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下 JPNIC) により管理。

第4条 (契約者への通知)

本約款に基づく当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど 当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知はその内容が契約者機器の表示装置上で契約者が表示し得る状態になったときに、契約者に到達したものとみなします。

第5条 (合意管轄裁判所)

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とします。

第6条 (準拠法)

本約款(本約款に基づく利用契約を含みます。)に関する準拠法は、日本法とします。

第7条 (協議)

本約款に記載のない事項で本サービスの提供上必要な細目事項については、法令の定めによる他、契約者と当社との協議によって定めます。

第8条 (本サービスの種別と品目)

本サービスの種別(以下、「サービス種別」といいます。)は、次のとおりとします。サービスの各種別で提供する 内容の詳細は、別表1に記載します。

- (1) 基本サービス
- ① ラックコロケーションサービスデータセンターに契約者機器を設置するため、ラック、電力の供給、空調などを提供するサービスをいいます。
- ② オープンコロケーションサービス データセンターに契約者ラック及び機器を設置するため、設置場所を提供するサービスをいいます。
- (2) 付加サービス

当社は基本サービスに付随して、付加サービスを提供します。

- ① インターネット接続サービス
- ② 電源追加サービス
- ③ 棚板レンタルサービス
- ④ 監視サービス
- ⑤ 監視項目追加サービス
- ⑥ 監視項目変更サービス
- ⑦ バックアップテープ交換サービス
- ⑧ ファイアウォールレンタルサービス
- ⑨ ファイアウォール設定サービス (ファイアウォールレンタルサービスの付加サービスです)

なお、④、⑤、⑥、⑧、⑨は、①の「インターネット接続サービス」の申し込みが必要になります。

2. 当社は契約者の要望その他の事由により、前項で定める以外のサービス種別あるいは品目を提供することがあります。この場合の提供条件等については別途定めるものとし、契約者にこれを通知します。

第2章 利用契約の締結等

第9条 (利用契約の単位)

契約者が複数のサービス種別または品目を利用する場合は、個々に利用契約を締結するものとします。

第10条 (利用契約の申込)

本サービスの申込は、当該サービスの内容を特定する為に必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うものとします。

第11条 (利用契約の承諾)

利用契約は当社が別に定める手続による申込みに対し、当社が承諾の通知をすることにより成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、 または支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、または特別 清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定されるとき。
- (3) 申込者が未成年者、成年被後見人、被補佐人、被補助人のいずれかであり、申込みの際に法定代理人または成 年後見人、補佐人、補助人の同意等を得ていなかったとき。
- (4) 申込者が、過去に利用契約を当社から解約されているとき、または利用契約の申込み時点において本サービス の利用を停止されているとき。
- (5) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上または当社の業務遂行上の著しい困難が認められるとき。
- (6) その他前各号に準じる場合で、当社が適切でないと判断したとき。
- 2. 当社が利用契約の申込みを承諾したときは、利用開始日を記載した当社所定のサービス通知書により通知します。 利用契約はこの利用開始日に成立するものとします。

第12条 (サービス期間)

利用契約は、第11条(利用契約の承諾)第2項に規定する利用開始日から起算して1年間を最低利用期間として基本期間と定めます。基本期間満了の30日前までに書面による別段の申し入れがないときは、基本期間満了の翌日から更に1年間自動的に延長されるものとします。

2. 契約者は、最低利用期間を経過している場合に限り、第17条(契約者が行う利用契約の解約)の規程に則り、利用契約の解約を申し出ることができるものとします。

第13条 (利用責任者の選任)

契約者は、本サービスの利用にあたって利用責任者を選任し、当社所定の手続きにより届け出るものとします。利用責任者を変更したときも同様とします。

2. 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用契約に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第14条 (契約者の地位の承継)

契約者たる地位の承継は、次のいずれかに該当し、かつ当社が承諾した場合に限りこれを行なうことができます。この場合において、契約者の地位を承継した方は、承継をした日から30日以内に所定の手続きにより当社に申し出るものとします。

- (1) 相続もしくは法人の合併があり、承継後においても契約者の同一性および継続性が認められる場合。
- (2) 契約者である自然人から、当該契約者が代表者である法人への承継。
- (3) その他、前各号に類する場合。
- 2. 第11条(利用契約の承諾)の規定は、前項の場合において準用します。この場合において、同条中「申込み」とあるのは「申し出」と、「申込者」とあるのは「契約者の地位を承継した方」とそれぞれ読み替えるものとします。

第15条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、その氏名もしくは法人名、または住所もしくは所在地を変更したときは、変更のあった日から30日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項に定める場合を除き、契約者は利用契約の申込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入の上、変更予定日の30日前までに当社に提出するものとします。

第16条 (利用契約の変更)

契約者がサービス品目等を変更しようとするときは、当社所定の手続きにより当社に変更を申し出るものとし、当社 所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。

2. 第11条(利用契約の承諾)の規定は、前項の場合について準用します。

第17条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は利用契約を解約しようとするときは、当社に対し解約の日の30日前(当該日が土曜、日曜、祝日の場合においては直前の当社営業日)までに当社所定の解約届によりその旨を通知するものとします。この場合、解約の効力は当該通知において解約の日とされた日(通知があった日から当該日までの期間が1箇月未満であるときは、通知があった日から1箇月を経過した日)の暦月の末日をもって生じるものとします。

- 2. 前項の場合において、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- 3. 第27条(本サービスの廃止)第1項の規定により特定のサービス種別もしくは品目のサービスが廃止されたときは、廃止の日をもって当該サービス種別もしくは品目に係わる利用契約が解約されたものとします。

第18条(当社が行う利用契約の解約)

当社は、第26条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から14日以内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

- 2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後において第11条(利用契約の承諾)第1項のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定に係わらず利用契約を即時解約できるものとします。
- 3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、あらかじめその旨を当該契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第19条 (反社会的勢力との関係遮断)

当社および契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 自らの役員(代表者、取締役または実質的に経営を支配する者)が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的 勢力とならないこと。
- (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 利用契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないこと。
- ① 暴力的な要求行為

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する 行為
- ⑤ その他前記に準ずる行為

第20条 (表明違反の措置)

当社は、利用契約の有効期間内に契約者が前条の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、契約者に対し何らの催告を要せずして、直ちに取引の全部または一部を停止し、または利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。この場合、取引の停止または利用契約の解約に起因しまたは関連して契約者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないとともに、当社に損害等が生じた場合は、契約者に対する当社からの損害賠償請求を妨げないものとします。

第21条 (権利の譲渡制限)

利用契約に係わる契約者の権利は、第三者に譲渡、転貸、または担保に供することはできません。

第22条 (機密保持)

当社および契約者は、申込書の捺印により双方の機密保持契約が締結されたものとし、相手方の書面による承諾なく して本契約に関して知り得た相手方固有の業務上、技術上の機密を第三者に漏洩してはいけません。尚、当社および契 約者は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとします。ただし、次の各号のいずれ かの一つに該当する情報は機密情報から除きます。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責任によらずに公知となったもの
- (2) 開示の時点ですでに相手方当事者が保有しているもの
- (3) 正当な権利を有する第三者から入手したもの
- (4) 開示された情報によらずに、独自に開発したもの
- (5) 法律上、司法当局または行政当局等により開示を強制されるもの
- 2. 当社は、契約者情報の集計・分析を行い、契約者を特定・識別できないように加工したもの(以下、「統計資料」といいます。)を作成し、業務の遂行のために利用することがあります。当社は、統計資料を公開、または業務提携先等に提供することがあります。
- 3. 本条は、本契約終了後も5年間有効とします。

第23条 (個人情報保護)

当社は、以下の各号に該当する契約者の個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の個人情報の定義に該当する情報をいい、以下「個人情報」という。)を契約者本人から直接収集し、または間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

- (1) 本サービスの利用契約の申込時および利用契約の変更時等に収集される個人情報
- (2) 当社データセンター入退出時に収集される監視カメラでの映像の記録を含む個人情報
- 2. 当社は、これらの個人情報を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが 困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって本サービスの提供に支障を及ぼす恐れがあるとき
- 3. 当社は、契約者が個人情報の提供を拒否する場合、利用契約のお申込みおよびデータセンターへの立入りを承諾しないことがあります。
- 4. 当社は、本契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報を消去するものとします。ただし、本契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第3章 利用の制限、中止および停止(サービスの提供および利用)

第24条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持の為に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第25条 (保守等による提供の中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) データセンターの保守または工事のためやむを得ない場合。
- (2) データセンターの障害等やむを得ない場合。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3. 前項で通知する場合は電子メールのみでの通知とします。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 契約者は、当社にあらかじめ送信先のメールアドレスを登録しておくものとします。

第26条 (利用の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用契約に係わる契約者の債務を履行しない場合。
- (2) 第43条(データセンターの環境維持)の規定に違反した場合。
- (3)以下の態様において本サービスを利用した場合。
- ① 当社もしくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ② 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ③ わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは掲載する行為、またはこれらを 収録した媒体を販売する行為。
- ④ 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為。
- ⑤ ウイルス、ワーム等の有害なコンピュータプログラムを送信または掲載する行為。
- ⑥ 第三者に対し、無断で広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または不快感を抱くおそれのあるメ

- ール (嫌がらせメール) を送信する行為。
- ⑦ 詐欺などの犯罪に結びつく、または結びつく恐れのある行為。
- ⑧ 前各号の他、法令、本約款もしくは公序良俗に違反する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行 為。
- ⑨ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを張る 行為。
- ⑩ 本サービスの利用に関し、直接、間接を問わず当社または第三者に対し重大な支障(設備や情報等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えた場合。
- ① その他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用した場合。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、 緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第27条 (本サービスの廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を一時的または永続的に廃止することがあります。

2. 当社は前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の90日前までにその旨を通知します。

第4章 当社の義務等

第28条 (設備の提供)

当社は、サービス毎に別表1に定める設備、および当社が契約者にレンタルする物件を利用開始日までに用意し、契約者に通知します。

第29条(当社の維持責任)

当社は、本サービスを円滑に提供できるよう、データセンターを善良な管理者の注意をもって維持管理・運用します。

2. 当社は、データセンターの維持管理および運用に係わる作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第30条 (データセンターの障害等)

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、データセンターに障害が生じたことを知ったときは、すみやかに当該箇所を修理または復旧します。

第31条 (作業要請の受付け)

当社は、契約者から緊急の作業要請があった場合には、事前にマニュアルを当社に提出していることを条件に、次の各号に限り作業を実施します。ただし、定例的に発生する作業の場合は、当該作業ごとに第8条(本サービスの種別と品目)第2項に準じて提供条件などを別途定め、契約者は当社に対し当該作業に関する利用申込みを提出するものとします。なお、当社は、頻発する緊急作業要請やマニュアルがない作業要請に対しては、その作業要請を拒否できるものとします。

(1) ランプ表示状態等の確認

- (2) 電源リセット操作
- (3) ネットワークケーブルの抜き差し
- (4) バックアップテープ交換 (バックアップテープ交換サービス契約者に限ります。)
- 2. 契約者は、要請した作業によって起こりうる情報の喪失や契約者機器の物理的損害等の危険性を十分理解した上で、当社に作業を要請するものとします。作業を要請するときは、作業の対象となる機器のラック内での位置および電源スイッチ等の位置を、当社に対し事前に書面(図面および作業手順書)で知らせる必要があります。当社は、前項の要請に基づく作業により発生した結果については、予見の有無を問わず一切その責任を負わないものとします。

第32条 (レンタル物件の担保責任)

当社は契約者の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥等によりレンタル物件が正常に動作しない場合は、レンタル物件の修理または交換を行うものとします。

- 2. 当社は、レンタル物件が正常に動作していないことに関し、前項に定める以外の一切の責を負わないものとします。
- 3. 契約者は、前項の修理または交換で生じるレンタル物件を利用できない期間について、当社に対して損害賠償の責 を負わないものとします。

第33条 (レンタル物件の交換)

当社はレンタルしている物件のメーカーサポートの終了により契約者が使用している物件の交換を要請することが あります。その場合、当社は6ヶ月前までに、契約者に物件の交換をする期日を連絡します。

- 2. 契約者は当社の提示した期日までに物件の交換を行うものとします。
- 3. 前項で交換する物件は、同一の機種(機器)に限定されないものとします。
- 4. 前項で物件を交換する作業は、契約者が行います。また、契約者は、この作業にともない、契約者の設備等を利用できない期間が生じることを了承するものとし、当社に対して損害賠償の責を負わないものとします。

第5章 契約者の義務等

第34条 (本サービス設備等の障害対応)

契約者は、本サービスの利用について障害があることを知ったときは、契約者機器に故障がないことを確認の上、ただちに当社にその旨を通知するものとします。

- 2. 前項の通知があったときは、当社はその原因を調査し、復旧を行い、契約者に対してその結果を通知します。
- 3. 前項の結果、当該障害が契約者の責に帰すべき事由により生じた場合は、当該障害の調査、修理または復旧のために要した費用を当該契約者に請求できるものとします。
- 4. 当社は、本サービス用設備の修理または復旧を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第35条 (障害連絡先の特定)

契約者は当社に対し、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先(以下障害時連絡先という。)を通知するものとします。

2. 障害時連絡先の変更があったときは、契約者は当社に対し、速やかにその旨および変更後の障害時連絡先を届け出るものとします。

第36条 (契約者機器の設置等)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任において契約者機器を設置し、本サービスを利用 可能な状態に置くものとします。

2. 契約者が前項の規定に従い契約者機器の設置を行わない場合、当社は本サービス提供の義務を負わないものとします。

第37条 (契約者機器の接続)

当社は、接続サービスのための接続点をラック内に設け、利用開始日までに接続サービスを利用可能状態とします。 2. 契約者は、契約者機器と接続点を接続するためのケーブルを用意し、当社の社員立会いのもと、自らの費用と責任 において接続作業を行うものとします。

第38条 (契約者機器の搬入)

契約者は、契約者機器を利用開始日以降に当社の指定する場所へ搬入するものとします。

2. 当社は、搬入された契約者機器に不備が認められる場合、当該契約者機器を撤去、返送することがあります。この場合、返送のための作業費および運送費は当該契約者の負担とします。

第39条 (契約者機器の撤去)

契約者は、利用契約の解約があった場合は、自らの費用と責任においてすべての契約者機器を撤去し、レンタル物件の提供を受けているときは、当該レンタル物件を遅延なく当社に返還するものとします。

- 2. 当社は、契約者の要請があったとき、または当社が必要と判断する場合には、契約者の費用負担を条件に契約者機器を当該契約者に返送することができるものとします。
- 3. 利用契約の解約があった後、契約者が当社の指定する期間内に契約者機器を撤去しない場合、当社は当該契約者機器を換価、廃棄その他当社が適当と判断する方法により処分することができるものとします。

第40条 (契約者機器の運用)

契約者機器は、当該契約者の責任において運用するものとします。当社は、第31条(作業要請の受付け)に定める 以外には、契約者機器に対して一切の作業、操作等を行わないものとします。

2. 契約者は、第51条(技術的条件)に定める、本サービスの技術事項を超えることなく、契約者機器を運用するものとします。これを定常的に超える場合、当社は改善措置の要求及び利用契約の追加を求めることができ、契約者はこれに従うものとします。

第41条 (ネットワークの接続)

契約者が当社施設内の設備機器と接続を行うため、他の電気通信事業者の提供する回線(以下、「専用回線」とします)を申し込む場合、当該回線に関わる料金、および手続きは契約者が負担するものとします。

- 2. 契約者は前項の申し込みを行う10日前に当社に対しその旨を連絡するものとします。
- 3. 専用回線を契約することにより発生する両端の機器設備、工事費等は契約者の負担とします。
- 4. 専用線を利用するため、回線終端装置が必要となる場合、その設置場所は当社の指定する場所に限ります。
- 5. 契約者は専用回線の申込後、その工事日程、回線種別等必要な事項は工事日程の10日前までに当社へ届け出るものとします。
- 6. リモート回線を接続することにより、当社の所有する機器設備等が何らかの形で危険な状態になると判断した場合、

当社はこの回線の引き込みを拒否、または適切な機器設備を設置することを契約者に求めることができ、契約者はこれ に従うものとします。

第42条 (データセンターへの立入り)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する目的に限り、当社に対しデータセンターへの立入りを要請することができます。

- (1) 契約者機器の搬入または搬出。
- (2) 契約者機器への物理的作業の実施。
- (3) 契約者機器の保守上最低限必要な作業の実施。
- 2. 前項においてデータセンターへの立入りを要請する場合は、「YSD 新東京 IDC 利用案内」に定める手続きによります。
- 3. 当社は、前項の要請に対して、その作業内容が、当社が本サービスを提供する上で支障になると判断した場合は、 入室を許可しないことがあります。
- 4. 契約者は、契約者の所有に属さない機器、設備、備品、建築物その他いかなる動産及び不動産に対して、変更、操作、変形、調整、または修理等を行ってはなりません。また契約者は、ラック、壁、床、天井に標識、表示等を行ってはなりません。
- 5. 契約者は、次の各号のいずれかに該当するものをデータセンターに持ち込んではなりません。
 - (1) マニュアル類以外の紙製品やその他の可燃性物質。
 - (2) コンピュータや通信機器等に妨害を与える電磁機器。
 - (3) 石油、アルコール類。
 - (4)食品、飲料、水。
 - (5) 爆発物、武器等の危険物。
 - (6) その他当社が本サービスを安全に提供する上で支障になると判断したもの。

第43条 (データセンターの環境維持)

契約者はデータセンターに、発火、発煙、有害物質の放散、極端な温度または湿度の変化、その他データセンターの環境に悪影響を及ぼすいかなる契約者機器も設置しないものとします。

- 2. 当社は、データセンターの環境に悪影響を及ぼすおそれのある契約者機器を発見したときは、契約者に事前の通知をすることなく、当該契約者機器への電力の供給停止、撤去その他当社が必要と判断する措置をとることができるものとします。
- 3. 契約者機器から発生した損害については、当該契約者が損害賠償の責任を負担するものとします。

第44条 (レンタル物件の使用管理)

レンタル物件の提供を受けた契約者は、当該レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、管理するものとします。

2. 前項の契約者はレンタル物件をデータセンターの契約ラック内でのみ使用するものとします。

第6章 料金等

第45条(料金体系)

本サービスの料金は、以下の項目からなります。

区分	内 容
初期費用	利用契約締結の際に支払う一時金。
月額費用	利用開始日以降毎月支払う料金。
作業費用	利用開始日以降作業発生時に支払う一時金。

2. 本サービスの料金の額は、サーバハウジングサービス料金表に規定するとおりとします。

第46条 (料金等の支払義務)

契約者は、当社に対し利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約までの期間について、サーバハウジングサービス料金表に定める料金の額に消費税法所定の消費税を付加(以下、「料金等」といいます。)して請求するものとします。

- 2. 料金等は1箇月を単位に算定します。1箇月とは暦月の初日より末日までとします。
- 3. 契約者は、第26条(利用の停止)に該当する期間があった場合においても、当該期間中の料金等の支払いを要します。
- 4. 契約者は、第12条(サービス期間)に規定する最低利用期間内に利用契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに最低利用期間の残余の期間に対応する料金等に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払い済みの料金等がある場合においても当社は払戻しを行わないものとします。ただし、第17条(契約者が行う利用契約の解約)第3項の規定による利用契約の解約においては、この限りではありません。

第47条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

- (1)請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い、当社指定の金融機関あるいは収納代行会社に支払うものとします。
- (2) その他、当社が定める方法により支払うものとします。
- 2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。
- 3. 契約者は料金等の支払いに関し、当社の指定する金融機関、収納代行会社等で別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定等がある場合には、それらに従うものとします。契約者と金融機関、収納代行会社等の間で紛争が発生した場合は当事者双方で解決するものとし、当社に一切責任はないものとします。

第48条 (遅延損害金)

契約者は、料金等その他利用契約上の債務について支払いを怠った場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの 日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第7章 損害賠償等

第49条 (損害賠償の制限)

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(本サービスの利用に関して著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、「利用不能」といいます。)に陥った場合、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、当社は当該契約者と協議の上で、当該月の料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、料金の減額に応じます。これをもって、契約者に対する損害賠償に代えるものとします。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

2. 契約者が当該請求をし得ることとなった日から6箇月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第50条(免責)

本サービスに関する当社の責任は、データセンターを契約者機器の設置・運用に必要な状態に維持することのみとします。当社は、契約者機器の滅失、毀損または運用の結果により発生した損害について、直接損害、間接損害を問わずまたは予見の有無に係わらず、一切その責任を負わないものとします。

2. 前項に起因して第三者からなされた損害賠償請求等の補償についても契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとします。

第8章 雑則

第51条(技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別表1のとおりとします。

附 則

この契約約款は、令和元年11月30日から実施します。

(改定履歴)

平成 15 年 10 月 1 日 第1.0版発行 平成 16 年 4 月 1 日 改訂 平成17年2月1日 第2.0版発行 改訂 平成17年4月1日 平成 17 年 5 月 11 日 第2. 1版発行 平成 17 年 12 月 22 日 第 3. 0 版発行 平成 18 年 4 月 27 日 第3.1版発行 平成 18年 12月 8日 第3.2版発行 平成 19 年 4 月 27 日 第3.3版発行 平成 19 年 7 月 31 日 第3. 4版発行 平成 19 年 11 月 14 日 第 3. 5 版発行 第4.0版発行 平成 20 年 3 月 1 日 平成 20 年 11 月 1 日 第4.1版発行 平成 22 年 9 月 10 日 第5.0版発行 平成 23 年 12 月 15 日 第 5. 1 版発行 平成 26 年 4 月 1 日 第5. 2版発行 令和元年 11 月 30 日 第6版発行

別表1 設備仕様等

1. データセンター

当社新東京 IDC 東京都内

電源能力: 22Kv×スポットネットワーク受電(3回線)

無停電電源装置: CVCF 給電+バッテリー

非常用自家発電(最大4,500KVA) 最大24時間無給油連続運転可

防災設備: 窒素ガス消火設備、消火ポンプ、消火ボンベ室

構内電源 : 二重化 (メンテナンス時も電源不停止)

セキュリティ: 敷地建物外周: 監視カメラ、外周部ガラスセンサー

ビル内: 監視カメラ、非接触ICカード、バイオメトリクス認証

通信設備: 異経路2ルートによる芯線引き込み(マルチキャリア)

複数ケーブルシャフトによる異経路敷設

空調設備 : (N+1)の冗長構成、空冷方式

2. 基本サービス

(1) ラックコロケーションサービス

• ラック共通仕様

	高さ	幅	奥行		
ラック外寸	2 2 0. 0 cm	70.0cm	90.0cm		
マウントレール	_	48.8cm.	71.5cm.(最大74.0cm)		

- ※ EIA 規格標準 19 インチラック
- ※ ラック全体の耐荷重は300kg
- ※ 実装可能有効寸法 前面マウントレール 背面扉間 最大81.9 cm

• ラック個別仕様

提供ラック	提供ユニット	標準	電源タップ	棚板	配線	最大	同左
10年代 ノック	(管理ユニット)	電源	电源グツノ	170/1/200	パッチ	電源構成	しきい値
フルラック	4 0 U	100V	平行2ピンアース付抜止め6口	3枚	4 🗆	CIZVA	4 017374
	(上 2U、下 4U)	20A	(100 V 15A 仕様) ×2 相当	る似	4 🗆	6KVA	4.8KVA
1/2ラック	17U	100V	平行2ピンアース付抜止め6口	1 +4		21/1/4	1 (11)
	(上 2、下 2U)	10A	(100V15A 仕様)×1	1枚	4 🗆	2KVA	1.6KVA
1/4ラック	8 U	100V	平行2ピンアース付抜止め6口		4 🖽	11737.4	0.017174
	(下 2U)	5A	(100V15A 仕様) ×1	_	4 □	1KVA	0.8KVA

- ※ 扉開閉、ラック内温度、電流の監視を24時間365日実施。
- ※ 電源は、交流100 V/50 Hz CVCF(定電圧定周波数)電源装置より供給。二重化された蓄電池 設備及び自家発電装置による無瞬断無停電電源設備を完備のため、特別な用途で用いる場合(タイマでサーバの電源を OFF/ON する等)を除いて契約者UPSを用意する必要はありません。
- ※ 電源は、各提供ラックに設けられたしきい値を超えての利用はできません。
- ※ 管理ユニットは当社設備用およびメンテナンス用の空きユニットのため、契約者機器のマウントはできません。なお、管理ユニットは提供ユニットには含まれません。

• ラックおよびサーバルーム監視

当社サーバルーム内では以下の監視を実施し、異常が認められた場合あらかじめ指定された通知先に電子メールによって通知を行います。尚、他の機器に影響を与えかねない重大事と判断した場合、当社にて強制停止などの措置をとる場合があります。

- ・ サーバルーム設置カメラによる画像の遠隔監視
- ・ ラック扉の開閉状況

鍵の貸出しがない状況での扉開放を異常とみなします

・ ラック内温度

以下の場合異常とみなします

ラック背面温度 15℃以下もしくは 35℃以上

ラック前面温度 15℃以下もしくは 29℃以上

• 提供電源電流管理

定格容量の8割に達した場合を異常とみなします

- ・ インターネット接続用配線パッチパネルに接続された通信機器ポートへの死活監視 応答がない場合を異常とみなします
- インターネット接続用配線パッチパネル

ラック内設置の配線パッチパネル4口は以下の様に設定されております。

①インターネット接続用 ②インターネット接続用予備 ③空き ④空き

原則①ポートを本番用②ポートを予備もしくは冗長化用としております。

①②ポートを本番用としてご利用になる場合、ご契約が2契約となりますのでご注意下さい。また、その場合は③④ポートを予備用としてご利用いただけます。

使用ポートは契約者運用開始時より、死活監視を実施します。

- (2) オープンコロケーションサービス
 - 標準仕様

提供スペース 幅70.0cm×奥行90.0cm (標準ラック設置可能サイズ)

<設置条件>

- ラックサイズ(外寸):高さ220.0cm×幅70.0cm×奥行最大110.0cmまで
- ・ 施錠可能なラックであること
- 総重量(ラック含む) 800kgまで

3. 付加サービス

(1) インターネット接続サービス

当社が管理するインターネットへの接続を提供するサービスです。

詳細は「4.技術的条件(1)インターネット接続サービス」をご参照下さい。

(2) 電源追加サービス

当社が提供するラックに電源を追加するサービスです。

	提供電源			監視
提供ラック	電源構成	利用の上限	電源タップ仕様	しきい値
フルラック	100V20A	100V16A	平行 2 ピンアース付抜止め 6 口 (100 V 15A 仕様)×2 相当	1 6 A
フルラック	2 0 0 V 3 0 A	2 0 0 V 2 4 A	1口(契約者指定形状)	監視なし
1/2ラック	100V15A化	1 0 0 V 1 2 A	平行2ピンアース付抜止め6口 (100V15A仕様)×1相当	1 2 A
1/2ラック	100V20A化	100V16A	平行2ピンアース付抜止め6口 (100V15A仕様)×2相当	1 6 A
1/4ラック	100V10A化	100V8A	平行2ピンアース付抜止め6口 (100V15A仕様)×1相当	8 A

※各電源構成ごとに定められた、利用の上限(監視しきい値)を超えての利用はできません。

※但し、提供ラックごとに定められた、最大電源構成の範囲内であれば、搭載する電源構成を変更できる場合があります。別途ご相談下さい。

(3) 棚板レンタルサービス

当社が提供するラックに搭載する棚板を提供するサービスです。

標準棚板 : 前後4点止め、1U占有、耐荷重70kg、2枚重ねることで140kg まで搭載可能。

軽量棚板 : 前面2点止め、1U占有、耐荷重20kg.

(4) 監視サービス

契約者機器が正常に動作していることを確認するため、インターネットセグメントから指定されたサービスポートの監視を実施するサービスです。

詳細は「4.技術的条件(2)監視サービス」を参照下さい。

(5) 監視項目追加サービス

当社が提供する監視サービスでの項目を追加するサービスです。

(6) 監視項目変更サービス

当社が提供する監視サービスでの監視項目および通知先メールアドレスを変更するサービスです。

(7) バックアップテープ交換サービス

契約者機器のバックアップ媒体の交換を行うサービスです。サービス提供時期より事前に手順書の提出が必要です。「4.技術的条件(3)作業要請およびバックアップテープ交換について」の範囲内で作業を行うものとします。

(8) ファイアウォールレンタルサービス

当社指定のファイアウォール機器を提供するサービスです。ポリシー設計、作成、設定においては原則として契約者の責任で行うものとします。

(9) ファイアウォール設定サービス

ファイアウォールレンタルサービスの付加サービスです。当社指定のファイアウォール機器の提供時に、「4. 技術的条件 (4)ファイアウォール設定サービスについて」の範囲内で設定を行うものとします。

4. 技術的条件

(1) インターネット接続サービス

当社が提供するインターネット接続環境はベストエフォート型(共有100Mbps)とします。

【利用形態について】

当社が提供するインターネット接続の利用形態はインターネット上へのサービス公開を目的とした接続のみとします。契約者ネットワークからのインターネット閲覧、一斉ウィルス定義ファイル取得等の大量ダウンロード、ストリーミング配信での使用は原則禁止とします。

【IPアドレス】

当社より提供するグローバルIPアドレスは、設定ラックのみでの使用とします。

提供項目は以下の通りとします。

(X168/19200878				
提供項目	概 要			
共有セグメント 100Mbps	複数契約者にて共有の 25 ビットの IP アドレス帯を利			
提供 IP 数 1IP~4IP	用いただきます。			
占有セグメント 100Mbps 16	 契約者占有の 28 ビットの IP アドレス帯を提供します。			
提供 IP 数 11IP				
占有セグメント 100Mbps 32	 契約者占有の 27 ビットの IP アドレス帯を提供します。			
提供 IP 数 27IP				
占有セグメント 100Mbps 64	契約者占有の 26 ビットの IP アドレス帯を提供します。			
提供 IP 数 59IP				

※2011年4月15日をもちまして、JPNICからのグローバルIPアドレスの通常割り振りが終了しております。 これに伴い、当社においてもIPアドレスの確保ができない場合があり、提供の制限をかけさせていただく場合がございます。

契約変更等で利用ラックを変更される場合にはグローバル I Pアドレスが変更される場合があります。また、 提供項目変更を行う場合にはグローバル I Pアドレスが変更されます。

割当て I Pアドレス以外の I Pアドレスを使用された場合、当社提供インターネット環境へ大きな損害を与えるときがありますので、割当て外の I Pアドレス利用を検知した場合、第24条(利用の停止)第1項第3号⑩及び同条第2項ただし書きに従って契約者への通知なしにインターネット接続の利用を直ちに停止させていただきます。

【責任分解点】

当社が管理するルータもしくは集線装置と契約者機器は、RJ45 Category5 ケーブルによって接続されるものとし、責任分界点は、当社がラック内に設けた接続点とします。

【ルーティング】

接続にあたっての IP パケット方式のルーティングは、スタティックルーティングのみとします。

【ドメイン名】

インターネット接続におけるドメイン名は契約者が指定するものとします。

<当社にて DNS を提供する場合>

nekonet サービスの DNS サービス、ドメイン取得・更新代行サービスを契約いただきます。

すでにドメイン名を取得済みの場合は指定事業者変更の手続きが必要となります。

<契約者が DNS を運用する場合>

当社に対し、登録先の DNS(プライマリ・セカンダリ)の情報を提供願います。

【セキュリティについて】

インターネット接続サービスでは、ファイアウォールサーバやドメイン/IP アドレスに基づくアクセスコントロール等、セキュリティに関する機能を提供しておりません。

これらの機能を必要とする場合は、当該契約者自らの費用と責任において設置、運用を行なうものとします。 当社が提供するファイアウォールレンタルサービスを利用する場合も同様です。

【利用の制限について】

契約者ネットワークからのインターネット閲覧、一斉ウィルス定義ファイル取得等の大容量ダウンロード用、 ストリーミング配信等で利用する場合、帯域を圧迫する可能性がありますので、帯域制限をかける場合やご 利用を制限させていただく場合がございます。

【ファイアウォールの冗長化について】

インターネット接続サービスをご利用の際にグローバルセグメントに接続される機器(ファイアウォールなど)において冗長化構成を組まれる場合、当社指定のVRIDをご利用いただきます。

【初回接続時、設定変更時の検証について】

インターネット接続用通信ポートへの初回接続時および設定変更時には、当社要員にて事前に検証を実施致 します。

(2) 監視サービス

【監視サービス仕様】

- ・提供条件:インターネット接続サービスで提供した当社管理のグローバル IP アドレスであること。
 - 監視機器より監視対象ポートに対するアクセスが可能であること。
- ・監視方法:サービスポート単位の監視。対象プロトコルを用いたインターネットセグメントからの応答確認。
- ・監視対象: 1契約につき5サービスポートまで。(追加の場合は別途有償対応)
- ・監視可能プロトコル: ICMP(ping)、HTTP、HTTPS、SMTP、POP3、DNS。 ※ポート番号の指定がない場合、プロトコル標準のポートに対し監視を実施。
- ・監視時間:24時間。顧客要望により監視停止時間を設ける事も可能。
- ・監視間隔:おおよそ1分毎。
- ・異常判定: Ping 無応答、またはポートが有効でない場合は異常と判定。
- ・異常時の通報:指定メールアドレスに対しメールにて通報し、メールの到達確認は行わない。

- ・異常継続の通知:異常が継続している場合、およそ 10 分毎にメールにて通報し、メールの送達確認は行わない。
- ・弊社内での対応:なし。
- ・監視ログ保持期間:6ヶ月。
- ・メンテナンスのため、事前の通知をもって監視を停止する場合有り。
- •動作確認のためテストメールを送信する場合有り。

【監視サービスの開始】

機器を設置し、ネットワークに接続した後で監視テストを実施します。このテストを経ない限り監視は行いません。基本的に、機器の設置作業を実施した日に監視テストを行わせていただきます。それが不可能な場合、別途日取りを調整の上で実施致します。

【監視サービスの一時的な停止】

予定停止のみとし、停止予定日の1営業日前までに停止日を当社所定のサポートサービス依頼書にて提示して頂きます。指定日になりましたら監視を停止し、また終了後に再開します。

【監視サービスの停止】

解約届に監視を停止する日時を記載して頂き、それに基づいて停止作業を実施致します。

(3) 作業要請およびバックアップテープ交換について

筐体のスイッチ操作、媒体の交換等の物理的作業とし、サーバ、アプリケーション等へのログインを伴わない作業とします。

(4) ファイアウォール設定サービスについて

ポリシー設計、作成は契約者の責任で行うものとします。

当社は契約者が作成した設定内容(設定シート範囲内)をファイアウォールへ設定することのみとします。上記設定シートに則った設定によって生じるいかなる損害、障害等に対して一切の責任を当社へ求めないものとします。 初期設定および設定変更時には当社要員立会いのもと、契約者にて接続テストを実施するものとします。 契約者は、機器の受領後にパスワードの変更を行うものとします。